

川口市交通事故防止特別対策推進計画

1 趣旨

本市では、これまで交通事故防止対策として、道路や交通安全施設を整備するとともに、関係機関及び団体と連携・協力して、街頭キャンペーンや広報活動、交通安全教育活動などの事業を実施することにより、市民の交通安全意識の高揚を図り、交通事故防止を推進してまいりました。

しかし、令和6年7月24日から9月29日のわずか3か月の間に交通事故死者数が6人となったことにより、本市は埼玉県知事から令和6年10月7日付けで「交通事故防止特別対策地域」に指定されました。

この指定を受け、本市では、県「市町村交通事故防止特別対策推進要綱」第9条に基づき、市長を本部長とする川口市交通事故防止特別対策本部を設置します。

また、同要綱第10条に基づき、関係機関及び団体とともに、交通死亡事故撲滅に向けた特別対策を推進するため、川口市交通事故防止特別対策本部において、本計画を策定するものです。

2 交通事故防止特別対策地域の指定期間

令和6年10月8日（火）から令和7年1月7日（火）までの3か月間

3 目標値

指定期間中の交通死亡事故件数の目標値は「1件以下」とします。

4 交通事故防止特別対策の推進

川口市交通事故防止特別対策本部を設置し、「川口市交通事故防止特別対策大綱」に基づき、次のとおり特別対策を実施します。

特別対策の実施にあたっては、広く市民に交通事故防止を呼びかけ、交通安全意識の高揚を図り、埼玉県、川口警察署、武南警察署、関係機関及び団体と連携・協力し、指定期間内において、集中的に更なる交通事故防止対策を実施します。

5 特別対策

重点項目		実施項目		実施内容	実施機関・団体
1	交差点及びその付近での交通事故防止	(1)	事故多発交差点における各種対策等の推進	交通安全施設の点検・修繕	市・警察署
				交差点での立哨指導	警察署
				注意喚起の立て看板の設置	市
				啓発用のぼり旗の設置	交通安全協会
		(2)	交通安全教育等の推進	幼児を対象とした交通安全教室の実施	市・警察署
				小学生を対象とした交通安全教室の実施	市・警察署
				中学生を対象とした交通安全教室の実施	市・警察署
				高校生を対象とした交通安全教室の実施	警察署
				高齢者を対象とした交通安全教室の実施	警察署
				企業を対象とした交通安全教室の実施	警察署
				イベントでの交通安全教室の実施	警察署

重点項目		実施項目		実施内容	実施機関・団体
2	二輪車の交通事故防止	(1)	プロテクターとヘルメットの正しい着用の推進	二輪車販売店に周知・啓発の協力依頼	警察署
				駅や商業施設におけるチラシ配布等の街頭啓発活動	市・警察署 交通安全関係機関
				自転車駐車場におけるポスター掲示等による啓発活動	市
				県警ホームページへの啓発記事掲載	警察署
				県警SNSを活用した啓発活動	警察署
				ミニ広報誌を活用した啓発活動	警察署
		(2)	二輪車の特性に応じた交通事故防止の推進	二輪車販売店に周知・啓発の協力依頼	警察署
				駅や商業施設におけるチラシ配布等の街頭啓発活動	市・警察署 交通安全関係機関
				自転車駐車場におけるポスター掲示等による啓発活動	市
				交差点での立哨指導	警察署
				県警ホームページへの啓発記事掲載	警察署

重点項目		実施項目		実施内容	実施機関・団体
3	飲酒事故防止	(1)	飲酒運転根絶に向けた啓発活動の推進	市ホームページへの啓発記事掲載	市
				市SNSへの啓発記事掲載	市
				キャスティブジョン及び市役所第一本庁舎の情報配信モニターへの啓発記事掲載	市
				飲食店へのチラシ配布等による啓発活動	市
				駅や商業施設におけるチラシ配布等の街頭啓発活動	市・警察署 交通安全関係機関
				交通安全壁新聞の発行及び配布	市
				商工団体を通じた周知啓発活動	市・商工団体
				県警ホームページへの啓発記事掲載	警察署
				協力可能サイネージへの啓発記事掲載	警察署
				ミニ広報誌への啓発記事掲載	警察署
		(2)	改正道路交通法施行による自転車の酒気帯び運転罰則強化の周知	市ホームページへの啓発記事掲載	市
				市SNSへの啓発記事掲載	市
				キャスティブジョン及び市役所第一本庁舎の情報配信モニターへの啓発記事掲載	市
				駅や商業施設におけるチラシ配布等の街頭啓発活動	市・警察署 交通安全関係機関
				交通安全壁新聞の発行及び配布	市
				県警ホームページへの啓発記事掲載	警察署
				協力可能サイネージへの啓発記事掲載	警察署
				ミニ広報誌への啓発記事掲載	警察署

重点項目		実施項目		実施内容	実施機関・団体
4	地域実態に即した交通ルールの周知徹底	(1)	地域実態に即した交通安全教育、啓発活動等の推進	飲食店へのチラシ配布等による啓発活動	市
				市施設への外国人向け交通安全啓発チラシの設置	市
				商工団体を通じた周知啓発活動	市・商工団体
				外国人雇用企業に対する交通安全教育の実施	警察署
				関係機関と連携した戸別訪問	警察署
				多言語に対応した交通安全冊子の配布	警察署
				日本語教室を通じた外国人向け啓発活動	警察署
		(2)	広報紙やSNS等を活用した交通事故発生状況等の広報による注意喚起	市ホームページへの啓発記事掲載	市
				市SNSへの啓発記事掲載	市
				キャステイビジョン及び市役所第一本庁舎の情報配信モニターへの啓発記事掲載	市
				庁内放送による市役所来庁者及び職員への啓発活動の実施	市
				県警ホームページへの啓発記事掲載	警察署
				協力可能サイネージへの啓発記事掲載	警察署
				ミニ広報誌への啓発記事掲載	警察署